

地域密着型通所介護について

平成28年4月1日から、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、「**地域密着型通所介護事業所**」となります。

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行されます。

◎地域密着型通所介護に移行した場合の変更点等

- (1) 地域密着型通所介護への移行後は、原則として**事業所のある市町村の被保険者だけがサービスを利用できます**。
- (2) 医師、看護師、地域包括支援センター職員、有識者、サービス事業所、利用者などで構成される「**運営推進会議等**」の開催が義務付けとなります。
- (3) 介護予防通所介護は、地域密着型サービスには移行しません。

◎みなし指定について

- ①平成28年3月31日までに県が指定した定員18人以下の通所介護事業所は、平成28年4月1日に事業所所在の市町村から地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされます。みなし指定の有効期間は、改正前の通所介護の有効期間となります。
- ②平成28年3月31日までに通所介護の利用契約を締結している利用者は、事業所所在地の市町村以外の方についても、それぞれの住所地の市町村が地域密着型通所介護事業所の指定を行ったものとみなされるため、引き続き、当該事業所を利用することができます。
- ③平成28年4月1日から、「新たに事業所所在地の市町村以外の利用者」を受け入れる場合は、原則として、事業所のある市町村の被保険者だけがサービスを利用できます。他の市区町村の被保険者が利用するためには、予め事業所の所在地市町村の同意を得た上で、他の市区町村が当該事業所を指定する必要がありますので、利用される場合には事前にご相談ください。

川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会設置条例

平成25年12月25日

条例第44号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「介護保険法」という。）第117条第1項に規定する介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定し、当該計画の進行管理を行うこと、並びに介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び介護保険法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 高齢者福祉計画の策定並びに執行状況の点検及び評価
- (2) 介護保険事業計画の策定並びに執行状況の点検及び評価
- (3) 介護保険制度の運営状況に関する事項
- (4) 地域密着型サービス等の事業者の指定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 地域密着型サービス等の事業者の指定基準及び報酬基準に関する事項
- (6) 地域密着型サービス等の運営に関する事項
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、18人以内をもって組織する。なお、協議会の委員は、川島町地域包括支援センター運営協議会の委員を兼ねることができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) サービス事業所の代表
- (3) 公募による被保険者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がその議長となり、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 協議会の会議は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 委員は、直接利害関係のある議事については、会議に出席することができない。ただし、協議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。